

やるとできるが、新例であり、今新例たします。

昭和二十三年六月九日印刷

○委員長(羽仁五郎君) そのようになります。

参議院事務局

印刷者 印刷局

第二十部

國二会 參議院図書館運営委員会會議録第三号

昭和二十三年二月四日(水曜日)

本日の会議に付した事件

○國立国会図書館法案(衆議院提出)

○國立国会図書館建築委員会法案(衆議院提出)

午後二時四十一分開会

○委員長(羽仁五郎君) それでは、これより委員会を開きます。只今衆議院から送付せられました國立国会図書館法案及び國立国会図書館建築委員会法案、これを一括上程して議題に供します。この二つの法案につきましては、すでに久しく慎重審議をして頂いておりますので、只今審議及び討議を省略いたしまして、直ちに採決に移つたら如何かと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(羽仁五郎君) それでは直ちに採決に入ります。御賛成の諸君は起立を願います。

〔終員起立〕

○委員長(羽仁五郎君) 総員起立、満場一致で國立国会図書館法案及び國立国会図書館建築委員会法案は本委員会において可決せられました。

尙本議における委員会の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によりまして、予め多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これはすでに御覧を頂いておりますので、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽仁五郎君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないと認めます。これにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

出席者は左の通り。

委員長 羽仁 五郎君
理事 理事
委員 姉川 宗敬君
金子 洋文君
堀 真琴君
小串 清一君
山田 佐一君
小林 勝馬君
岩本 月洲君

第一章 設立及び目的
第一條 この法律により國立國会図書館を設立し、この法律を國立國會図書館法と称する。
第二條 國立國会図書館は、図書及び他の図書館資料を蒐集し、國會議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本國民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第三條 國立國会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第二章 館長
第四條 國立國会図書館の館長は、一人とする。館長は、両議院の議長が、両議院の図書館運営委員会と協議の後、國会の承認を得て、これを任命する。

第五條 館長は、職務の執行上過失がない限り在職する。館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、両議院の議長の共同推薦によつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第六條 國立國会図書館は、眞理がわらを自由にするという確信に立てて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、ここに設立される。

第七條 國立國会図書館は、眞理がわらを自由にするといつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第八條 國立國会図書館は、眞理がわらを自由にするといつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第九條 國立國会図書館の副館長は、一人とする。副館長は、館長が両議院の議長の承認を得て、これを任免する。副館長は、図書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十條 國立國会図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行ふに適当な者につき、國会職員法の規定により館長が、これを任命する。その職員及び雇傭人の職責は館長が、これを定める。

第十一條 國立國会図書館の職員は、國会議員と同一の報酬を受けない。

第十二條 國立國会図書館は、國会議員会及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。

第十三條 委員長及び委員は、その職務に對する國立國会図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の単位を圖書館に設ける。

前項の規定は公示によつて施行される。

第四章 図書館運営委員会及び國立國会図書館運営調整委員会

第五章 図書館の運営

第六條 館長は、毎会計年度の始めに両議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第七條 館長は、一年を越えない定期毎に、前期間中に、日本国内で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行ふものとする。

第八條 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第九條 各議院の図書館運営委員長は前項の審査の結果をその院に報告する。

第十條 國立國会図書館に連絡調査委員会を設ける。この委員会は、四人の委員でこれを組織し、各議院の図書館運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。

第十一條 委員長及び委員は、その職務に對する國立國会図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第十二條 館長は、委員会に出席できるが、

第十三條 両議院の図書館運営委員会は、國会並びに行政及び司法の各部門に對する國立國会図書館の奉仕の改

善につき勧告する。

第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の単位を圖書館に設ける。

○委員長(羽仁五郎君) そのようになります。

○委員長(羽仁五郎君) そのよう

第六章 調査及び立法考査局

館長は、國立國会図書館内に調査及び立法考査局と名附けた一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一 要求に應じ、両議院の委員会に送付せられた案件を、分析又は評價して、両議院の委員会に進言し、補佐するとともに、妥当な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に應じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関連資料の蒐集、分類、分析、翻訳、索引、摘要、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には、党派的、官僚的偏見に捉われることなく、両議院、委員会及び議員に役立てる資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。

但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法考査局職員又は養成をしてはならない。又は養成をしてはならない場合にも立法の発議が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第十六條 この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政黨に加入しても加入しない者も、その職務を行うに適當な者に

つき、國会職員法の規定により館長がこれを任命する。

館長は、更にこの局の職員に、

廣汎な関連分野に専門調査員を任命することができる。この専門調査員の待遇は、行政及び司法の各部門の一級官吏と同等とする。

第七章 行政及び司法の各部門への奉仕

館長は、行政及び司法の各部門に、國書館奉仕の運営をしなければならない。この目的のために館長は左の権能を有する。

一 行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各々代表する連絡調整委員会の委員の推薦によって任命する。但し、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならない。

二 行政及び司法の各部門の図書館で使用に供するため、目録、図書館相互間の貸出及び資料の交換、総合目録及び総合一覽表の作成等を含む國書館運営の方針及び制度を定めることができること。

三 行政及び司法の各部門の図書館員及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。

但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法考査局職員又は養成をしてはならない。

四 両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用

の費目の経費は、行政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ、他の費目に適用し又は減額することができない。

國書館長は、當該各部門に充分な國書館奉仕を提供しなければならない。當該各國書館長は、その職員を、國会職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任命することができる。當該各國書館長は、國立國会図書館の定める規程に従い、國書及びその他の図書館資料を購入してその他の方法による受入方を當該各部門の長官若しくは館長に勧告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

二 あらゆる適切な方法により、國書館の組織及び國書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。

三 國立國会図書館で印刷した目録又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める價格でこれを賃り渡す。

四 日本の國書館資源に関する総合目録、並びに全國の國書館資料資源の運営ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覽表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。

五 第二十條 館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての國書館は、本章の規定による國立國会図書館の支部図書館となる。なお、

現に國書館を有しない各處においては、一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

六 第二十一條 上野公園の國立國書館は、昭和二十四年四月一日までに、國立國会図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用される。この図書館はできる限り速かに、東京都に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従つて運用される。

七 第二十二條 その他の國書館及び一般公衆に対する奉仕

第一般 國立國会図書館の奉仕及び蒐集資料は、直接に又は公立

その他の國書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及

び司法の各部門から的要求を妨げない限り、日本國民にこれを最大限に利用させる。この目的のため

かかる職員にも利用できるよう

に要求することができる。

八 第二十三條 館長は、國立國会図書館の蒐集資料として図書及びその他図書館資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの運営なく納本者に送付する。

書館建物内で若しくは國書館相互通出で、又は複数若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に應じて國書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

九 第二十四條 國の諸機関により又は國の諸機関のため、國書小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、他の國書館資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換用に利用し、若しくは処分することができる。

十 第十五章 國の出版物の納入

館長は、國立國会図書館に於ける國の諸機関のため、國書小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上發行する場合には、(機密扱いのもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との

國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國会図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを發行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國会図書館に納入させるものとする。

十一 第十六章 國の出版物の納入

館長は、國立國会図書館に於ける國の諸機関のため、國書小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上發行する場合には、(機密扱いのもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との

國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國会図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを發行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國会図書館に納入させるものとする。

十二 第十七章 國の出版物の納入

館長は、國立國会図書館に於ける國の諸機関のため、國書小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上發行する場合には、(機密扱いのもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との

國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國会図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを發行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國会図書館に納入させるものとする。

十三 第十八章 國の出版物の納入

館長は、國立國会図書館に於ける國の諸機関のため、國書小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上發行する場合には、(機密扱いのもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との

國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國会図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを發行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國会図書館に納入させるものとする。

十四 第十九章 蒜集資料

館長は、國立國会図書館に於ける國の諸機関のため、國書小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上發行する場合には、(機密扱いのもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との

國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するため、直ちに國立國会図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを發行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を國立國会図書館に納入させるものとする。

十五 第二十章 前項の規定による以外の出版物については、その発行者から一部を國立國会図書館に納本させて、その代價として定期に作成する全日本出版物の目録で、当該出版物を登載した分を館長は、運営なく納本者に送付する。

入しても加入しない者に、その職務を行なうに適当な者に

予算の中には「図書館」の費目のみに、明白に区分して計上する。こ

議長の定める諸規程に従い、

又は行駆及び司法の各部門からの
監督によつて受入することができる。

提出されたものとし、納本者に送付する。

第十二章 金銭の受入及び支出並びに予算

第二十六條 館長は、國立国会図書館に關し、その奉仕又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金銭の寄贈を受けることができること。この場合には両議院の図書館運営委員会の承認を得なければならぬ。

第二十七條 國立国会図書館に充當されているあらゆる経費は、館長の監督の下に、その任命した支官によつて支出される。

第二十八條 國立国会図書館の予算是、館長がこれを調成し、両議院の図書館運営委員会に提出する。委員会はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、両議院の議長に送付する。

第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年法律第八十四号國会図書館法は、これを廢止する。第三十條 この法律施行の日に、兩議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、國立国会図書館に移管される。

第三十一條 國立国会図書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を超えない期間内で、臨時にその職員を任命することができます。その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

第一條 國立国会図書館建築委員会法

及び四人の委員でこれを組織する。委員長には國立国会図書館の館長を充て、委員には各議院の図書館運営委員長、建設院総裁及び建築専門家を除くは、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員会に充當されている経費からこれを支弁する。

第二條 委員会の職務は、國立国会図書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を選定し、建築家を選びこれに建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ、建物の建築につき予算上の勧告をも含めて、両議院の議長を経由して國会に勧告することである。委員会は、少くとも半年以内毎に、両議院の議長に経過を報告するものとする。

第三條 委員会は、國立国会図書館の建築が完了するまで存続する。

建築が完了したときは、最後の報告をする。

第四條 事務職員費、用品費、旅費

その他の費用等必要な経費については、國会の議決により、その必要と認められた金額を委員会の費用として充當されるものとする。

この法律は、國立国会図書館法施行の日から、これを施行する。

昭和二十三年六月九日印刷

昭和二十三年六月十日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 局